## 大阪市空家等対策協議会運営要綱(**改正案**)

大阪市空家等対策協議会

(目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第 127号)第7条第3項の規定に基づき、大阪市空家等対策協議会(以下「協議 会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会長等)

- 第2条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 協議会に会長代理を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、会長代理が会議の 議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員(会長を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意 見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第5条 協議会に、特定空家等及びその他の事項に関する協議を行うため、専門部会を置く。
- 2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務 を代理する。
- 6 協議会は、次条第3項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当 該決議をもって協議会の決議とすることができる。

(専門部会の運営)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 専門部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を 開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

- 第7条 会長又は部会長(以下「会長等」という。)が必要と認めるときは、協議会又は専門部会の会議(以下「協議会等の会議」という。)をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、協議会又は専門部会の委員は、会長等の承認を 得て、ウェブ会議の方法で協議会等の会議に参加することができる。この場 合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって協 議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の公開)

- 第8条 協議会等の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開する ことが適当でないと認める事項の調査審議をするとき又は会議を公開するこ とにより円滑な議事運営が著しく阻害され協議の目的が達成できないと認め られるときは、この限りではない。
- 2 協議会等の会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、 前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定し た場所においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることに より行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか空家等対策協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年2月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月 日から施行する。

# 大阪市空家等対策協議会視聴要領 (案)

令和2年12月 日制定 大阪市空家等対策協議会

### 1 視聴手続

- (1) 会議を視聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において 協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、視聴場所に入場し てください。
- (2) 視聴の定員は10名とし、受付は、会議の開催予定時刻の30分前から先着順で行い、開催予定時刻の5分前若しくは定員に達した時点で、受付を終了します。なお、受付開始時にすでに定員に達している場合は、抽選により、視聴人を決定します。
- (3) 報道機関の視聴については、記者席を設けるものとします。報道機関から取材等の申入れがある場合は、視聴場所において、写真撮影、録画及び録音を認めるものとします。

#### 2 視聴者の遵守事項

視聴者は、視聴場所においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると 認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと

### 3 視聴場所の秩序維持

- (1) 視聴者は、視聴場所においては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 視聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。